意見 No 提出対象	スライド番号条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1 覚書(案)	第2条	発電電力量に応じた の理解でよいか。 ・また、当該費用の 取り扱いを定めるこ	開として、イ〜八で定義された費用の他に、起動・停止中の機会費用も発生するが、当該費用も事後清算の対象になると 関連を受けるとの場合である。 とでよいか。			「停止・再起動にかかる費用」については、単に起動費を指すものではなく、起動・停止中の発電電力量に応じた費用も含めて事後精算の対象となります。当該費用については、不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式の「停止・再起動にかかる費用」に含めてご提出をお願いします。そのうえで、「停止・再起動に係る費用」と「最低出力までの発電電力量の機会費用」を比較し、安価である方の費用を精算いたします。
		るが、弊社システム	「認められる場合、イ〜八のいずれに計上するかで対応が異なるの都合上、個別の対応が必要になる可能性があるため。 「清算方法に対応するには、相応の準備期間が必要なため、5			事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事
2 覚書(案)	第4条	る。 ・仮に何らかの事情 属地TSOに連絡する	4月分の事後精算額の算定が完了しないケースを危惧してい 「で提出期限までに様式の提出が間に合わない場合、その旨を ことで、遡及精算を認めていただける認識でよいか。			後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。なお、年末年始やゴールデンウイーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
	不約定単価内訳兼 起動費事後精算情 報様式	・第1回制度設計・開出力までの発電コス 積算して精算するこ 確認 個別協議することは ・現行の様式は入力	制限されており、協議結果の反映が出来ないフォーマットに 体的な協議結果の反映方法については、属地TSOとの個別協			ご認識のとおり、「第1回制度設計・監視専門会合(2024年9月30日)資料8」の整理にもとづき、属地エリアの一般 送配電事業者との個別協議を行うことは可能です。
4 覚書 (案)	第4条、第5条	需給調整市場(起動 条について、不約定 が属する月の翌月の 期間が属する月の最	連貫他事後精算)に関する契約書の覚書(案) の第4条、第5至単価内訳兼起動費事後精算情報や経済差替情報を、提供期間 2第1営業日までにTSOへ提出することとなっているが、提供 2終日に精算対象等が発生するケース等、期日までに提出が間 3まえられるため、第5営業日とするなど、一定の猶予を設定頂	「ご意見内容」に含む	「ご意見内容」に含む	事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。なお、年末年始やゴールデンウイーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
【説明資料】起動費 等および経済差替時 の扱いに関する事後 精算について	 全体	源が存在する。不落 電源とない電源の間 意見 つながりかねない。	起動費がある電源と、揚水・蓄電池のように起動費のない電 プロックの起動費等の事後精算を認める場合、起動費のある の競争の公平性が失われ、全体的な調整カコストの増加にも そのため、「事後精算対象の起動費等を含めた各電源のトー でメリットオーダーで約定させていく仕組み」の構築を検討			起動費等が未回収となるリスクを踏まえ、これまで起動供出の伴う入札を控えてきた事業者にとって、今回の事後精算の運用開始により入札のインセンティブが働くものと認識しております。その結果、需給調整市場全体の競争が刺激されれば、調整力費用の低減につながるものと認識しております。約定において、起動費等を含んだΔkW単価で約定順位が決まるため、起動費等が生じない電源との間の競争の公平性は損なわれていない認識です。 一方で、当該運用開始の結果、不落ブロックが多数発生する場合、ご認識のとおり、調整力費用の増加につながる可能性がありますので、状況を注視して参ります。 (電力・ガス取引監視等委員会へ確認済み)
【説明資料】起動費 等および経済差替時 の扱いに関する事後 精算について	P.9.20	を表において整理頂 落札していたものの おいて約定量がなく 7. 用語の定義(1 落ブロックの定義を	は精算の対象について(3/3)のスライドについて、各事象値いているが、当該表を参照する際に「不落」という概念は、 の差替および代替不可申請により実需給断面までに当該電源に なったケースも含まれるという理解で良いか。 /3)における不落ブロック・一部不落ブロック・約定間不 参照する限り、入札・約定で定義されているが、実需給まで (個別協議)・電源差替・代替不可等のケースにおける取り扱			起動費等をΔkW単価に含んで入札した電源が約定し、実需給断面までに当該電源を差替え等を行った場合についても、起動費等の未回収は発生しない認識ですので、「不落」に該当しません。いただいたご意見を踏まえ、説明資料6スライドを修正いたします。
7 【説明資料】起動費 等および経済差替時 の扱いに関する事後 精算について	E P 8	実需給断面における 発電電力量の機会費 において、③約定間 意見 合、どのような事後 P.6,9の記載を考慮 あると読めるが、P.8	** 結果として、約定間不落ブロックにおける「最低出力までの 開」の総額く「停止・再起動にかかる費用」となったケース 可不落に伴い、取引会員の判断で停止・再起動を実施した場 ま精算の扱いとなるのでしょうか? すると、最低出力までの発電電力量の機会費用が事後精算で 8のスライドでは読み解けないため、「2.最低出力までの発 引」の表中の条件を修正または注釈を追記してはどうか。			ご提示いただいたケースにおいては、「停止・再起動にかかる費用」よりも「最低出力までの発電電力量の機会費用」が安価であるため、「最低出力までの発電電力量の機会費用」が事後精算の対象となります。 いただいたご意見を踏まえ、説明資料8スライドの「2.最低出力までの発電電力量の機会費用」の条件を修正いたします。
8 覚書 (案)	P.4(第2条)	需給調整市場は入札 インであるため、入 機会費用が発生して 機会費用が精算対象 また、その場合は【 る一部不落ブロック	以降のJEPX市場価格を予測して応札価格に反映するガイドラ 、札時点では逸失利益であると想定していたが、実績時点では いたというケースが生じる可能性があります。 実績における であるという理解で良いか。 【提出様式】不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式におけ の時の精算において、ΔkW価格に反映されている入札時点の機 会費用が異なるため、部分約定を考慮した場合に正しく費用			入札時点で逸失利益であれば、当該入札は起動供出札ではなく余力供出札であると推察されます。余力供出札であれば入札価格に起動費は計上されていないため、起動費事後精算対象外となります。 (電力・ガス取引監視等委員会へ確認済み)
(説明資料) 起動費 等および経済差替時 の扱いに関する事後 精算について	P 6	現在パブリックコメ 回までとありますが (例えば週間商品の 確認 の入札価格に1回分の か)。	ント中の需給調整ガイドラインに起動費に織り込めるのは1 、どこからどこまでの間で織り込むことができるのか。 の入札において、7日分×8ブロックに応札する際、各ブロック の起動費を薄く均した費用を織り込むことが可能でしょう コマ目が運転している場合、翌週分の入札価格に起動費を織り	起動費がどのように織り込めるのか具体的ではないため、本件の日替わり時点における精算に対して意見を述べること・実運用することが非常に難しいため、起動費の反映例を追加頂けないか。		ご提示いただいた1点目の例については、連続した2ブロック以上のブロックへ入札し、その連続したブロックへ1回分の起動費を薄く均した費用を織り込むことは可能です。 ご提示いただいた2点目の例についても、翌週土曜のΔkW供出のための起動に伴い前週金曜48コマ目以前の運転が必要となる場合、または、翌週土曜1コマ目以降に停止した後にΔkW供出のための起動を計画する場合は、その起動費を翌週分の入札価格に織り込むことは可能です。
【説明資料】起動費 等および経済差替時 の扱いに関する事後 精算について	 P 9	ラブルで起動遅延が 確認 うか。 発電販売計画	再起動の依頼に応じたが、それにより発生した起動・停止ト 発生したコマにおいて、起動費精算の対象となりますでしょ 画の修正が間に合ったケースと、1コマのみの遅延で間に合わ けてご教示ください。			ご提示のケースについて、余力活用契約を締結している電源で、発電販売計画において最低出力で運転していたが、実需給で一般送配電事業者から停止・再起動の指令があった場合をご想定されている認識ですが、本ケースはいずれの場合も事後精算の対象には該当しません。 なお、ご指摘を踏まえ、説明資料15スライドと不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式の記載例を修正いたします。
11 覚書(案)	P.5(第3条)	後精算に応じていた	ト単価の事後精算について、翌月第1営業日を過ぎる場合に事だくことは可能でしょうか。 報に加えて、これらを提出することが時間制約上難しいケー			事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。なお、年末年始やゴールデンウイーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
12 覚書(案)	P.5,6(第4条)	確認量」jは計画値でし	こついて、「発電電力量」と記載がありますが、「発電電力 ようか。 -画値」等に用語を修正したほうが良いのではないか。		計画値なのか、計量値なのか誤解を招くため。	い。 「最低出力までの発電電力量」は <u>ΔkW約定の直後に電力広域的運営推進機関へ提出する当該リソースの発電計画で設定した発電下限電力</u> に達するまでの電力量という意味で使用しております。

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
13	覚書(案)	P.7(第6条)	1 催認	第6条にて、「約定希望△kW」とありますが、「需給調整市場における△kW入			ご認識のとおり、「需給調整市場における∆kW入札量」を指しております。現行の取引規程において、「約定希望△
			-	札量」で良いか。 起動停止工程の発電電力量の機会費用について (詳細はメールにてパワーポイン)	(室1)記動にかかる費用であり、記動費の内数(記動停止工程の発電電力量にお		kW」という用語を規定しておりますので、原案とさせていただきます。 「停止・再起動にかかる費用」については、単に起動費を指すものではなく、起動・停止中の発電電力量に応じた費用
	【説明資料】起動費			ト資料をお送りします。)	· · ·	` ` ` `	も含めて事後精算の対象となります。当該費用については、「不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式」の「停止・
14	等および経済差替時 の扱いに関する事後		確認			´	再起動にかかる費用」に含めてご提出をお願いします。そのうえで、「停止・再起動に係る費用」と「最低出力までの
	が扱いに関する事後 精算について	<u> </u>			工程の機会費用(起動停止工程の発電電力量において、卸電力市場価格(実績)と	こるため確認するもの。(メールにてお送りしたパワーポイント資料p1)	発電電力量の機会費用」を比較し、安価である方の費用を精算いたします。
		P7_4. 起動費等	<u> </u>	(余力活用契約V3単価と停止・再起動にかかる費用が同一な場合に限る)につ	限界費用との差額)を事後精算する。 (会も活用却物における場合に限る) の	れいがのウオファレにトフなか弗田レープおも悪(ハス)に加えて、おも/向して	プド接も吹まる。 説の次約0フェブドの説の立「(今も送の初めい2 光度を停止。 五ねむにももて弗のが同しも担合に
	【説明資料】起動費	の事後精算の対象			(赤刀石用突刺 V 3 単価と停止・再起動にかかる負用が向 な場合に限る) の 記載を削除する。	程の発電電力量の機会費用が発生するため。(メールにてお送りしたパワーポ	ご指摘を踏まえ、説明資料8スライドの説明文「(余力活用契約V3単価と停止・再起動にかかる費用が同一な場合に 限る)」を削除いたします。
15	等およひ経済差替時	について 3 停	意見	発電電力量の機会費用を考慮すべきではないか(その場合、V3とは一致しな		イント資料p2)	
	の扱いに関する事後 精算について	止・再起動にかか		い。)(詳細はメールにてパワーポイント資料をお送りします。)			
	1071C JV . C	る費用					
	【説明資料】起動費			BG稼働との間が不落であった場合の事後精算対象について (詳細はメールにて パワーポイント資料をお送りします。)	(案1)約定間不落と同様に、BG稼働との間の不落ブロック(コマ)の機会費用を事後精算の対象とする。(停止・起動にかかる費用との比較も同様に対象)	約定ブロックとBG稼働との間が不落であった場合の事後精算の仕組みが記載されていないため、3次のの入札において、当日BG稼働計画があるユニットは停	「第1回制度設計・監視専門会合(2024年9月30日)資料8」で示された制度の趣旨を踏まえると、 <u>ご提示のケースに</u> おける不落ブロックの機会費用は事後精算の対象となります。 <u>(電力・ガス取引監視等委員会へ確認済み)</u>
	等および経済差替時		確認	TO MIDI AMEDICATION TO THE PROPERTY OF THE PRO		止しているコマの入札であっても起動費は計上しないことが想定できるが、そ	
	の扱いに関する事後	囲	1年50		を計上する。	の場合でも、約定間不落と同様に不落ブロックにも機会費用は発生すると考え	
	精算について					られる。(メールにてお送りしたパワーポイント資料p3)	
	『 芸八日次小】 おまず			「不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式」の提出について「1営業日まで」		フォーマットが煩雑であり、取引対象が30分化されることも含めてデータ量が	
	【説明資料】起動費 等および経済差替時	P19_6. 起動質等		と記載があるが、15暦日までとしていただきたい。		膨大となることが想定され、特に対象電源が複数ある事業者にとって作成に多	後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実
17	の扱いに関する事後	の事後精算に係る	意見				務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。なお、年末年始やゴールデンウイーク
}	精算について	業務フロー					等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談くださ 、、
	【提出様式】不約定			AB列(並解列状態(実績))の必要性について	フォーマットから項目削除	ないため。 調整力精算に使用される項目であり本精算スキームには直接使用されず、か	い。 事後精算を実施する際に、実需給での取引会員の行動を把握するため、当該「並解列状態(実績)」列については、原案
18	単価内訳兼起動費事		意見			つ、一般送配電事業者でも並解列状態(実績)は確認できるため削除とすること	
	後精算情報様式		<u> </u>			はどうか。	
	【説明資料】起動費 等および経済差替時			約定間全量不落>>->>需給調整市場+余力活用契約>>最低出力で連続運転 >>停止・再起動の精算パターンは⑦とされているが誤りではないか。		⑦は持ち下げ・起動供出機の場合の項目であるため。	ご指摘を踏まえ、説明資料9スライドと不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式の記載例を修正いたします。
19	の扱いに関する事後	P9	確認	/ /			
];	精算について						
				最低出力までの発電電力量の機会費用単価[円/kW] (P列) の欄への記載は必須で		限界費用一JEPX価格の方が明らかに算定が楽であり、誤認識等を防げるため。	事後精算を実施する際に、実需給での取引会員の行動を把握するため、(円/kW)でのご提出をお願いします。
	【提出様式】不約定			しょうか。 単位が円/kWであることから、機会費用総額をΔkW入札量で割り戻す必要がある			
	単価内訳兼起動費事	P列	意見	と認識していますが、R列に最低出力・S列およびT列に入札量および約定量を記			
	後精算情報様式			載するのであれば、業務簡素化のためにも機会費用単価[円/kWh]に修正していた			
				だきたい。			高海しニブルはのレル・スの美柱ミについては、取引地和笠C2々(E)に表別しまいたは、人口の声後蛙笠の社免ででき
21	取引規程(案)	第62条(5)	1 催認	経済差替えについて、平常時の経済合理的な差替えのみならず、電源トラブル時のリソースの差替えについても含まれる認識で良いか。			電源トラブル時のリソースの差替えについては、取引規程第62条(5)に該当しないため、今回の事後精算の対象でござ いません。
				(6)は、単純な起動費単価の登録ミスが発生し事後で修正が必要なケースを想定し			2025年度以降の起動費用返還に係る運用においては、需給調整市場システムに登録した起動費単価を用いて返還額を
22	取引規程(案)	第62条(6)	1 催認	たもので良いのでしょうか。			算定することとなりますが、実際に要した費用に基づき起動費を精算するにあたり、算定に用いる単価が需給調整市場
				他に該当するようなケースがあれば具体例をご明示いただきたい。			システムに事前に登録された単価を用いることができない場合を想定した規定です。この場合は、取引会員が予め属地 エリアの一般送配電事業者に確認を行うこととなります。
	【説明資料】起動費			下図のブロック番号と日にちを区切る青線が1~2日目と2~3日目で異なっている		 起動費の織り込み方法が明確ではないため、1日目は7~2ブロック目、2日目	ご認識のとおりです。
23	等および経済差替時	P 5	確認	のは、1回の起動費の織り込み方が日付を跨いでいればどのような連続時間帯で		は8~3ブロック目にしている意図が分からなかったため。	青線については日付の区切りを示しておりましたので、説明資料5スライドを修正いたします。
	の扱いに関する事後 精算について			も問題がないことを示しているという理解で良いか。			
	情報について 【説明資料】起動費		1	 約定間不落ブロックと不落ブロックの言葉の定義が異なるため、ページ内で使わ			「約定間不落ブロック」は約定希望ΔkWに対して全部または一部が約定したブロックにはさまれた不落ブロックに限
24	等および経済差替時	P 6	音目	れている言葉は約定間不落ブロックに統一するべきではないか。他のページでも			定しており、約定希望ΔkWに対して全部が約定しなかったブロックである「不落ブロック」と使い分けて記載してお
	の扱いに関する事後	1.0	اری،	同様。			ります。
	精算について 【説明資料】起動費		<u> </u> 	 ここでの「不落ブロックにおける起動費」とは、入札時にΔkW単価に加算した起			ご意見を踏まえ、説明資料6スライドの説明文を修正いたします。 ご認識のとおりです。
	等および経済差替時	D.C	T⊈≡∓⊓	動費の一部が未約定で回収できなくなったもので相違ないか。			
	の扱いに関する事後	P.0	1/注意心				
	精算について		1	・等分メリット単価分は、「差替後ΔkW単価 と差替後電源ΔkW 単価 (本来)	「笠分メリット単価分」について、以下の通り修正 「美麸後AVM単価と、美	差替え時にシステム登録できる場合とできかい場合の2番りがなるものと考う	本覚書および事後精算の対象となる経済差替えは取引規程第62条(5)に規定する「約定した単独発電機または各リス
							本見書のより事後稍算の対象となる程序を目えば取引成性第02来(3)に成とする「利定した単伝光电機よたは各り入 ト・パターンを経済合理的理由により差替えを実施し、それによって生じた利益を含んだ差替え後のΔkW約定単価と
26	覚書(案)	第1条 2 (21)			で除した単価」		して需給調整市場システムに登録せずに事後的に精算する場合」に限定しております。システム登録を行った場合の対
				め、システム登録を行った場合の対応についても記載が必要ではないか。			応については、いただいたご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。
			1	・「※原則、差替え後の電源の情報を需給調整市場システムに再登録し、差替え		除、できた場合は、約定料金に上乗せして精算)	ご指摘を踏まえ、説明資料25スライドの※書きを修正いたします。
				後の電源に応じたΔkW約定単価(差替え前のΔkW約定単価以下の値)となるよう			また、システム登録を行った場合の対応については、取引規程第36条第3項を修正いたします。
				変更していただきます。」との記載があるが、他方でP24には「差替え後∆kW単			再登録のタイミングについては、ご認識のとおりです。
				価の需給調整市場システムへの再登録までは求めない・・・」との記載もある。			
	【説明資料】起動費			・字面から需給調整市場システムへの再登録はしてもしなくてもどちらでもよい とも読めるが、事後精算にあたっては「経済差替理由書」の情報を以って、TSO			
27	等および経済差替時の扱いに関する事後	IP25	確認	と取引会員間で精算されるとの理解でよいか。(差替時に、現行の運用通りΔkW			
	の扱いに関する事後 精算について			単価(本来)に変更した場合は、差替前ΔkW単価ー差替後ΔkW単価(=差替後Δ			
				kW単価(本来))にて、等分メリット単価分を算定する)			
				・また再登録をする場合のタイミングについては、実需給までに行えばよいとの 理解でよいか。			
				プエの しの V ソ / / 。			
	【説明資料】起動費		<u> </u>	・経済差替理由書の項目に、「差替後ΔkW単価」があるが、備考欄に「※差替前			差替後ΔkW単価は、差替後の電源の需給調整市場システムに登録したΔkW単価を指しており、差替前ΔkW単価の電
	、説明貝科」起動員 等および経済差替時			・経済差管理田青の項目に、「差管後立KW単価」があるが、個名懶に「※差質削 ΔkW単価と同値」との記載がある。			定管核ΔKW単価は、差質核の電源の需給調整中場システムに登録したΔKW単価を指してあり、差質削ΔKW単価の電源とは電源が異なります。
28 1	の扱いに関する事後	IP26	意見	・他方で同理由書には、「差替前△kW単価」の項目もあり、この「差替後△kW単			
;	精算について		_	価」は何なのかがよくわからない。紛らわしいため削除してはどうか。			東後性笠の社会については空馬が叶 トマ畑ヤナファ レジマやマキ (2) キュータ ロフェク ニューケー・ファン・デー
	【説明資料】起動費			・「提出期間が属する月の翌月第1営業日まで・・・」と記載があるが、働き方改革における年末年始の休暇促進などの観点から5営業日などとしてはどうか。			事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事 後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実
29	等および経済差替時の扱いに関する事後	P26	意見				務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。なお、年末年始やゴールデンウイーク
	の扱いに関する事後 精算について						等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談くださ
	· •						い。

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
	説明資料】起動費 および経済差替時	P30	確認	・経済差替を行う合理性が認められない場合については、どのような精算処理と なるのかを明示頂きたい。			経済差替えを行う合理性が認められないと考えられる場合については、一般送配電事業者は電力・ガス取引監視等委員 会に報告の上、電力・ガス取引監視等委員会の指示に従い対応します。
	扱いに関する事後 算について	1 30	中田市心	・差替えは実行した上でBGバランスが作成されることを考えると、認められなかった場合は、単なる電源差替えを行っただけとなるのか。			
				・経済差替え後の本来の単価とは何かを確認したい。 ・通常の需給調整市場への入札においては、市場価格については予測値を使用することが認められているが、他方で経済差替後においては、経済差替を宣言する			経済差替え後の本来の単価について、経済差替えを行うタイミングによって予測値か実績値か異なる点、ご認識のとおりです。 なお、本来の単価については、属地エリアの一般送配電事業者の判断ではなく、需給調整市場ガイドライン(経済産業
	=8.□次収】 お私乗			タイミングによって予測値か実績値かが異なると考えられる。 ・例えば、週間商品応札時点では余力がなかったが、実需給に近くなると余力が			省)の定めに従っていただくものと理解しております。
等 31	説明資料】起動費および経済差替時	P32	_	ある蓋然性が高まり、経済差替を行った上でスポット取引を行う場合などは、そ の差替え時点での市場価格(予測値)を用いて差替を行うといった形になると理			
	扱いに関する事後 算について			解してよいか。この場合には、週間断面での予測値と異なる予測値を用いること になるが、これも否定されているものではないという理解でよいか。			
				・仮に上記が認められない場合、経済差替は基本的にスポット取引以降に行うも のに限定され、市場価格は実績値を用いることとなると思慮するが、このような			
				 詳細部分は属地TSOとの協議の中で属地TSOが適切と判断すればよいとも受け取			
				れるため、見解をお聞かせ願いたい。 ・P13~17はイメージ例として記載されており、P9に記載されたすべてのパター 、た記載する意図ではない。(例をば、はたてば供出しない場合のパター)。②は			すべてのパターンを網羅した表を作成することが困難なため、代表的なケースを記載しております。
	説明資料】起動費 および経済差替時			ンを記載する意図ではない(例えば、持ち下げ供出しない場合のパターン⑦は P17に示された加重平均側にまとめて記載されている)ものと推測するが、非常			ご理解の促進のため、代表的なケースにおけるフロー図を説明資料に追加いたします。
32 の	扱いに関する事後	P13-17	意見 	に混同しやすいことから齟齬防止のためにも、全てのパターンのイメージを明確 に記載頂きたい。			
113	<i>y</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			(持ち下げ供出しない場合の全パターンと持ち下げ供出し加重平均で入札した場合の全パターンのイメージをそれぞれ記載)			
	説明資料】起動費			差替後ΔkW単価の需給調整市場システムへの再登録までは求めず、事後でBSPからTSOへ返還することとなっているが、GCまでにΔkW単価を差替後単価で再			ゲートクローズまでにΔkW単価を差替後単価で再登録した場合には、経済差替理由書の提出は不要であり、事後精算の対象外となる点、ご認識のとおりです。
33	および経済差替時 扱いに関する事後	P24,30	一个一个	登録した場合には、「経済差替理由書」の提出は不要であり、本件スキームの対象外となる認識でよいか。もしくは、GCまでにΔkW単価を差替後単価で再登録			本覚書および事後精算の対象となる経済差替えは取引規程第62条(5)に規定する「約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理的理由により差替えを実施し、それによって生じた利益を含んだ差替え後のΔkW約定単価と
	算について			した場合,属地TSO殿で等分メリット単価分を算出のうえ,別途精算いただけるのか,扱いを確認したい。			して需給調整市場システムに登録せずに事後的に精算する場合」に限定しております。 いただいたご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。
34 覚	書(案)	第7条		GCまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに再登録した場合の扱いについて明記いただく必要があると思料。			ゲートクローズまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに登録した場合の対応については、いただいた ご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。
				説明会資料では本スキームの適用を2025年4月1日からとされている。一方で, 現時点で意見募集を行っている以上,年度内締結は現実的に不可と考えており,			覚書については、2025年4月1日実需給分から適用する前提で、2025年4月中に締結予定です。 また、ゲートクローズまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに登録した場合の対応については、取引
25 普	書(案)	第1条第1項		遡及適用とする方向と思料。 覚書締結までの期間において、経済差替えを実施し、GCまでにΔkW単価を差替			規程第36条第3項を修正いたします。
	百 (米)	为1本分1块		後単価で需給調整市場システムに再登録していた場合, TSO・BSPいずれかから			
				申し出ることで当該期間分についても精算可能か。精算可との場合,等分メリット単価分はTSOが算定のうえ別途精算頂けるのか確認したい。	77 0 000 000 000 000 000 000 000 000 00		호생병ᅉᇬᄮᄼᄼᄼᇬᄼᅎᄔᅁᅎᄊᄜᅡᅡᅎᄳᄱᆉᄀᄀᆚᆚᄁᄀᄣᅎᆉᅝᅟᄧᄀᆚᄼᄝᅛᄒᄼᄼᆘᄼᄀᄯᅁᅌᄡᄺᆉᄞᅗᄞᄘᅖᄒ
				様式の提供期間について「翌月の第1営業日」までに属地 TSO ヘメールで提出 とされているが、「翌月の第5営業日」に延期いただきたい。	翌月の第5宮美日に延期	必要なことや、前日商品も30分コマとなることから、第1営業日では十分な尤	事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実
						今年度、容量市場リクワイアメントの異議申立期間を第5営業日から第7営業日	務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。なお、年末年始やゴールデンウイーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談くださ
						に変更いただいた事例があり、需給調整市場においてもご配慮をお願いした い。	L1°
	説明資料】起動費 および経済差替時					2023年3月31日に公表された「持ち下げ供出および起動費等の扱いに関する意見募集の回答」においても同様の意見が複数あったが、「持ち下げ供出につい	
36 の	扱いに関する事後	IP10.26	意見			ては約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能 であり、取引会員さまは日ごとにて約定単価内訳兼返還情報を管理していただ	
作用	弁にりいて					くものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を 確保できております」との回答であった。今回は従来と比較し算定、記載項目	
						が増加することから、再度ご確認いただき、5営業日では一般送配電事業者側 の精算対応が困難なのであれば、精算月を1ヶ月後ろに送ることもご検討いた	
						だきたい。2025年度から開始される事後精算は市場の調達不足を解消するための誘導的措置であり、電力調整力取引所および一般送配電事業者におかれて	
				 パターン②全量不落において「発電電力量の機会費用」を精算対象としていただ	パターン②全量不落においても、リソースによって起動後の最低連続運転時間	も、市場運営者として前向きなご対応をお願いしたい。	パターン②全量不落における「発電電力量の機会費用」については、 <u>事後精算の対象となります</u> 。 <u>(電力・ガス取引監</u>
	説明資料】起動費 および経済差替時			きたい。		ケースが存在することから、例として、パターン②全量不落で約定コマが1コマのみの場合、30分だけ運転して停止といった対応が困難であり、前後の運転	<u>視等委員会へ確認済み)</u>
37 の	扱いに関する事後	IP12 13	意見			ブロックの最低出力までの機会費用が費用回収できない。そのため、約定間全量不落(歯抜け)ではない場合も、リソースによっては最低出力までの機会費	
	説明資料】起動費			⑥持ち下げ・起動供出機を加重平均単価入札(全量不落)のイメージ例におい		用の精算を対象としていただきたい。	ご指摘のとおり、誤記のため説明資料16スライドを修正いたします。
等 38	武明員科」起動員 および経済差替時 扱いに関する事後	P16	確認	で、精算の対象の図の内、起動供出機側の3ブロックの応札結果が「不落」の表記になっていますが、「約定」の誤りでしょうか。			こ」ははマントでは、アン・大学のアンドでは、アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	算について						ブ認識のとおり、記載例choot・「D10*/C10 T10)」が正しいため、接出chootを換まいたします
	提出様式】不約定			U列「最低出力までの発電電力量の機会費用単価×(約定希望ΔkW-ΔkW約定量)」の算定式がsheetによって異なりますが、記載例sheetの算定式が正でしょうか。			ご認識のとおり、記載例sheet:「P10*(S10-T10)」が正しいため、様式sheetを修正いたします。
▮ 39 単	個內訳兼起動費事	機会賁用単価×(約		様式sheet:「P10*R10」 記載例sheet:「P10*(S10-T10)」			
後	精算情報様式	定希望ΔkW-ΔkW				1	•
後 	精算情報様式	定希望ΔkW-ΔkW 約定量)」					ゲートクローズまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに登録した場合の対応については、いただいた
	精算情報様式				(公文 ** ‡ ‡ T	と、差替の都度「差替後電源ΔkW単価(本来)」をMMSへ登録した場合でも 「等分メリット単価分」を精算可能としていただきたい。	
【 40	精算情報様式 説明資料】起動費 および経済差替時	約定量)」 P24~29.P31	意見	差替後ΔkW単価の需給調整市場システム(MMS)への登録を、25pの※原則のもと、差替の都度「差替後電源ΔkW単価(本来)」をMMSへ登録した場合でも「等分	意見集約案 J列「差替後ΔkW単価」 – K列「差替後電源ΔkW単価(本来)」	と、差替の都度「差替後電源ΔkW単価(本来)」をMMSへ登録した場合でも「等分メリット単価分」を精算可能としていただきたい。 24pで「システムへの再登録までは求めないこととし」と記載があるが、事業者によっては従来の価格規律に適合するため差替の都度再登録するようシステ	ご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。
【 40 の	精算情報様式	約定量)」 P24~29.P31	意見	差替後ΔkW単価の需給調整市場システム(MMS)への登録を、25pの※原則のも		と、差替の都度「差替後電源ΔkW単価(本来)」をMMSへ登録した場合でも 「等分メリット単価分」を精算可能としていただきたい。 24pで「システムへの再登録までは求めないこととし」と記載があるが、事業	ご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。